健臟発0625第3号 平成22年6月25日

各 名 指定都市 中核市 衛生主管部(局)長 殿

臓器の移植に関する法律に基づく啓発及び普及について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)については、既に施行された一部を除き、平成22年7月17日から施行されることを受けて、「臓器の移植に関する法律施行規則」(平成9年厚生労働省令第78号)、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」(平成9年10月8日付け健医発第1329号)等について、必要な改正を行ったところです。

貴職におかれては、これまでも移植医療に関する啓発及び普及に御尽力いただいてきたところですが、今回の法律改正においては、新たに、国及び地方公共団体は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとするとの規定(臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)第17条の2)が設けられ、一層の取組が求められているところです。

ついては、下記の取組をはじめ、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、移植医療に関する啓発及び普及に取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 改正内容の周知

今回の法律改正及びこれに伴う省令、ガイドライン等の改正の内容については、厚生労働省において一般向けの周知文書(別添1)を作成し、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)のホームページ等を通じて、周知を図ることとしています。

ついては、別添1の文書も活用しつつ、改正内容の周知を図られるよう、お願いします。

2 意思表示方法についての周知

今回の法律改正後においても、本人意思の尊重という理念(法第2条第1項)の下で、臓器提供に関する意思(臓器を提供する意思及び提供しない意思)を表示することは、引き続き重要です。

国においては、臓器提供に関する意思表示を行う機会を確保・多様化するため、 これまでに以下の措置を講じたところです。

- ① 臓器提供意思表示カードの様式の見直し(別添2参照)
- ② 運転免許証への意思表示欄の創設(道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成22年内閣府令第31号))。
- ③ 医療保険の被保険者証への意思表示欄の創設(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第70号))。

ついては、これらの意思表示方法について、普及に御協力いただくようお願いします。

また、あわせて、ネットワークが運営するインターネットを通じた臓器提供意思 登録システム(パソコン及びモバイルの各サイト)についても、臓器提供に関する 意思をより確実に表示することができる方法として、周知をお願いします。

3 移植医療についての啓発等

厚生労働省及びネットワークにおいては、今回の法律改正を踏まえ、臓器提供意思表示カードと一体となったリーフレット(以下「カード一体型リーフレット」という。)を作成し、配布を行うこととしているほか、中学生等を対象としたパンフレットの作成・配布、厚生労働省及びネットワークのホームページにおける情報提供等を行うこととしています。

ついては、国民が移植医療に対する理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて、カードー体型リーフレットの配布をはじめとする啓発活動に御尽力いただくよう、お願いします。